

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和6年4月1日 現在＞

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5761-7371 （月～金 9時00分～18時00分まで）

2. 事業所の概要

（1）居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	(株) まごころ
事業所名	しんわ居宅介護支援事業所 国領
所在地	東京都狛江市中和泉 5-30-13 高橋ビル 101
事業所番号	第 1374501433 号
サービスを提供する地域	狛江市 調布市 他区市町村の方は応相談（別途交通費が発生する場合がございます。）

（2）同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1名（兼務）	0名	事業所管理	1名（兼務）
介護支援専門員	介護支援専門員	2名以上	0名	ケアプラン作成	2名以上
事務職員			0名	経理事務	

（3）営業時間

月～金曜日	午前9時～午後6時
-------	-----------

（緊急時等、電話等により常時連絡が可能な体制をとっています。）

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

1	申請	4	介護サービス計画の作成
2	訪問調査	5	サービス利用
3	介護認定調査	6	訪問等によるモニタリング サービス実施状況の把握等

介護サービス計画の作成におきましては、要介護者 44 名（要支援者を含む場合は、法令に準じその数以下）に対し 1 名の介護支援専門員を基準としサービス提供の支援を行っていきます。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

＊保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日区役所の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

要介護 1～2	1 0 8 6 単位
要介護 3～5	1 4 1 1 単位
その他加算（初回加算、入院、退院時加算など）	5 0 単位～9 0 0 単位

- ・介護支援専門員として自己研鑽の為、研修に参加します。
- ・定期的に会議を開催し、よりよいサービスに努めます。

(2) 交通費

介護支援専門員が通常の事業の実施地域外へ訪問する場合は交通費の実費が必要となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は 1km 毎に 4 0 円 の実費を徴収させていただきます。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービスの利用の留意点

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社居宅介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。）

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合や要支援1、2と認定された場合。（要支援の場合は状況によって地域包括支援センターよりケアプラン作成の依頼がある場合があります。）
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やそのご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(3) その他の事項

- ① 入院される場合、医療機関と効果的に連携する事が介護保険法によりケアマネジャーに求められています。入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供していただくようお願いいたします。
- ② 利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
- ③ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者は指定居宅介護支援の提供の開始に際し、複数のサービス事業所の紹介を求めること等について説明し理解を得ます。また、利用者及びその家族の求めに応じ、以下について別紙を用い説明を行い、文書の交付を行います。
 - ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
 - ・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合。

④ 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ・ 虐待防止に関する責任者を選定しています。
＜虐待防止に関する責任者＞ 管理者 高橋 初美
- ・ 成年後見制度の利用を支援します。
- ・ 苦情解決体制を整備しています。
- ・ 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知しています。
- ・ 虐待または虐待の疑いが発生した場合にはすみやかに保険者等 関係機関へ報告、相談を行い対応いたします。

⑤ 感染症の予防及びまん延防止の為の措置

感染の予防に留意し感染症発生の際には速やかな特定、まん延防止に努め 早期終息を図る為、下記の措置を講じます。

- ・ 感染対策委員会の設置
- ・ 月1回程度の感染対策委員会の定期開催、指針整備、策定
- ・ まん延防止の為、リモート等活用による会議実施
- ・ 従業者への周知徹底

- ・研修プログラムの作成
- ・従業者への定期的な教育及び訓練（年1回以上）
- ・その他、必要な教育・研修

⑥業務継続計画(BCP)について

感染症、非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開する為の計画策定を行いマニュアルに沿った訓練及び必要な研修を定期的の実施します。

- ・従業者への教育、マニュアルに基づいての訓練実施（年1回以上）
- ・平常時から体制構築及び整備、備品の確保、維持
- ・医療機関、保健所等関係機関との情報共有、連携
- ・他施設及び地域機関との連携
- ・平常時からの利用者の災害対策に向けたシート（災害時ケアマネジメント）作成
- ・利用者や家族、職員間、関係機関との連絡体制の確立等

6. 事故発生時の対応

緊急事態が生じた際は、その状況に応じて緊急連絡先または主治医、必要機関に連絡するとともに怪我や疾病等により緊急を要する時は救急車の手配等対応致します。

7. サービス内容に関する苦情

① 当事業所への問い合わせ

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

管理者 高橋 初美
電 話 03-5761-7371

② その他

当事業所以外に、各地域の保健福祉課や東京都国保連の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

苦情相談窓口	1. 狛江市役所（高齢障がい課） 03-3430-1111（代）
	2. 調布市役所（高齢者支援室計画係） 042-481-7149
	3. 東京都国民健康保険団体連合会 03-6238-0177

8. 福祉サービス第三者評価実施状況

項 目	内 容
実施の有無	有 ・ <u>無</u>
実施年月日(直近実施日)	令和 年 月 日
実施した評価機関	

評価結果の開示状況	
-----------	--

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

説明者 高橋 初美 印

令和 年 月 日

- <事業者> 株式会社 まごころ
- <事業所> しんわ居宅介護支援事業所 国領
- <住 所> 東京都狛江市中和泉 5-30-13 高橋ビル 101
- <代表者名> 代表取締役 松村 一公 印

しんわ居宅介護支援事業所 国領 重要事項説明書の説明を受け、同意しました。

利用者
(住所)

(氏名) 印

代理人
(住所)

(氏名) 印